

請願第 10 号 平成 20 年 8 月 28 日受理

件 名 「<協同労働の協同組合法（仮称）>の速やかな制定を求める意見書」の提出を求める請願

請 願 者 さいたま市南区南本町 2-5-15 MM オフィス 201 号
「協同労働の協同組合」法制化をめざす市民会議・埼玉
代表者 会長 内野富夫

紹 介 議 員 黒澤三千夫、大久保照夫

要 旨 別紙のとおり

付託委員会 市民産業常任委員会

【件 名】

「<協同労働の協同組合法（仮称）>の速やかな制定を求める意見書」の提出を求める請願

【請願趣旨】

今、地域の様々な課題を解決するため、行政だけでなく、住民自身の力に大きな期待がかかっています。そのような中で、地域に密着した公益性の高い活動が、NPO（特定非営利活動法人）、協同組合、ボランティア団体などによって事業展開されています。

このひとつである「協同労働の協同組合」は、協同組合に参加する人すべてが、協同で出資し協同で経営し協同で働く形をとっており、「働くこと」を通じて「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動を続けています。全国には「協同労働の協同組合」の理念で活動している人は、判っているだけで約3万人おり、事業規模は年300億円程度に上るとされています。事業内容は、介護・福祉サービスや子育て支援、オフィスビルの総合管理など幅広く、企業で正規に雇用されない若者や退職した高齢者が集まり、働きやすい職場を自分たちで作り、フリーターや「ワーキングプア」の受け皿としても期待されています。

しかし、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があります。

既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されています。日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、8,000 を超える団体がこの法制度化に賛同し、全国でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど、法制化の検討が始まりました。また、埼玉県議会では2008年6月議会において「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書が採択されています。

だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに困難を抱える人々自

身が、社会的連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものです。

貴議会におかれましても、本請願の趣旨についてご審議いただき、決議の上、政府および、関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

【請願事項】

「協同労働の協同組合法」の国会での徹底した議論と、速やかなる制定を求める意見書を貴議会において採択していただき、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、経済産業大臣あてにご提出いただきたくお願い申し上げます。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

請願第 11 号 平成 20 年 8 月 29 日受理

件 名 「消費税の税率引き上げ反対を求める意見書」の提出を求める請願

請 願 者 熊谷市広瀬 412-4
埼玉土建一般労働組合熊谷支部
代表者 小鮎勝二 ほか 397 名

紹 介 議 員 林 真佐子 桜井くるみ 高橋 初

要 旨 別紙のとおり

付託委員会 総務文教常任委員会

【件 名】

「消費税の税率引き上げ反対を求める意見書」の提出を求める請願

【請願趣旨】

国や自治体の公共工事の予算が大幅に縮減され、土木・建設の仕事が激減、住宅建設も、昨年 6 月 20 日に改定された建築基準法の影響や景気の低迷などで新築住宅着工戸数が減少しました。また、建設資材やガソリン・軽油などの燃料代が値上がりし、出費の増大を余儀なくされています。仕事不足と経費の負担増が、事業の経営に深刻な影響を与えています。加えて、今年 4 月から後期高齢者医療制度が施行され、将来に対する生活不安も禁じ得ません。

こうしたなか、5 月 12 日、日本経団連の御手洗会長が「消費税率を来年度から 2~3% 引き上げる準備をすべき」と発言、15 日には与謝野前官房長官が「消費税率の 5% 引き上げを国民にお願いできるかどうか、正念場となる」と強調しました。また、政府も 19 日、基礎年金を全額税方式で導入すると、消費税率は最高で 18% になるという試算を発表しています。消費税率引き上げはあたりまえ、という世論作りを行っています。

2003 年に消費税法が改定され、消費税課税事業者の免税点が 3000 万円から 1000 万円に引き下げられました。これによって、多くの中小零細事業主が消費税の課税事業者となり、消費税の納税に悩まされています。

消費税率引き上げは仕事と暮らしにおおきな打撃を与え、また、国民の消費を冷え込ませ、景気下降の懸念材料にもなりこれ以上の税率引き上げは到底受け入れられない状況です。

よって、以下の事項について、政府に意見書を提出することを請願します。

【請願事項】

政府に対して、消費税の税率引き上げを行わないよう意見書を提出してください。

以上、地方自治法第 124 条の規定により、請願いたします。